

つなぐ つたえる 地域農業

2021年9月10日発行

No.31

十日町市農業委員会

妻有のきずな

十日町市農業委員会だより



ツナファーム

綱 優子 (36)

つな ゆうこ

夫とともにUターンして8年。今年から本格的に家業の農業（水稲）に専業で従事するようになった。

夫と二人三脚での農業は楽しく、また3人の娘とともにすじまきをするなど「家族みんなで作業できる環境がとてもありがたい」と、子育て真っ只中のママ農家ならではの農業の喜びも話してくれた。

栽培したお米は一部インターネットで直接販売も実施しており、お客様からの「美味しい!」という声に励まされ、元気をもらっているとのこと。

今の目標は、水稲の一連の作業を一人でもできるようになること。また、田んぼの面積が増えたことで、今年は断念したカルビタマトの栽培にまたチャレンジしたい!と意欲を語ってくれた。

日々の農作業の様子や魅力は SNS インスタグラムでも写真と動画を交えて発信中。女性ならではの目線で、農業の楽しさやワクワクが伝えられている。ぜひご覧ください!

家族とともに
わくわくする農業を



TSUNA_FARM

Instagram



鳥獣被害防止対策研修会が開催される



研修会の様子

去る七月七日に津南町役場にて十日町地域農業振興協議会が主催する研修会に参加しました。研修会では、「イノシシの生態と対策について」と題して「(株)ういるこ」の今井様から講義を受けました。

新潟県内の野生鳥獣による農作物被害額は約二・四億円で、近年ではイノシシによる被害が急増しています。イノシシは雑

食性で犬並みの嗅覚を持ち、繁殖能力も旺盛で、増加率が高いと言われています。また、案山子や音、光による防護策としても学習能力が高く、すぐに効果が無くなってしまい、現時点での対策としては「電気柵」が最も有効とのことでした。イノシシ以外にタヌキやハクビシンなどの中型獣にも有効ですが、被害を及ぼす動物によっては電線の間隔を調節する必要があります。鳥獣被害防止には、電気柵などで直接被害を減らす「被害防除」と集落周辺の草刈りなどを行い、動物を寄せ付けない「環境整備」、野生動物の数を管理して被害を減らす「直接的防除」の三本柱をうまく組み合わせることで効果を発揮します。昨今、遊休農地、荒廃農地が増え、動物が農地に近寄りやすくなったことが被害の増加につながっていることから、環境整備の重要性を改めて認識しました。今後も動物と人間の知恵比べが続きます。

農地利用状況調査、やっています！

農業委員会では毎年市内の農地の利用状況を調査しています。

この中で「遊休農地」となった農地は、所有者や耕作者に今後の利活用について調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。

調査を進める中で登記簿上の地目が農地となっても現況は「山林・原野化」している農地が多くあります。農地として復旧する見込みがない農地は、農業委員会から「非農地通知」が所有者に送付されることになり、地目変更登記の手続きを進めていただくこととなります。

また農地以外に使用されている土地もあり、調査の結果「違反転用」に該当する場合は是正指導や、悪質な場合は罰則などが適用されます。

農地を荒らすと元に戻すのは大変です。適正な管理をお願いいたします。

令和2年度 調査結果	判定区分				調査数合計
	農地(管理含む)	遊休農地	山林・原野化	農地以外に使用	
十日町市全域	9,862 筆	244 筆	18,259 筆	1,688 筆	30,053筆
	447.56ha	12.65ha	603.37ha	36.40ha	1,099.98ha
面積比率	40.69%	1.15%	54.85%	3.31%	100.00%

農業委員会からの お知らせ

農地に関する相談は
農業委員会事務局へ

相続登記、 お済みですか？

最近、耕作者が亡くなられて、農地を誰かに譲りたい。または借り手を探してほしいとの相談が多くあります。こうしたときに困るのは相続登記が済んでいない農地です。農地を売買や贈与などで所有権移転をする場合、農地法第三条による許可申請を農業委員会にする必要があります。しかし、**登記簿上の所有者が亡**

くなられた方のままだと所有権移転ができませんので、まずは相続登記をしていただく必要があります。

また農地の貸し借りの場合、相続人の中で代表者を決めていただき、ほかの相続人からの同意書や相続関係説明図などが必要となります。相続人が大勢いる場合や、県外にお住まいの場合、時間と手間がかかります。

相続登記をしないと時間の経過とともにやがて所有者不明の農地となり、買い手や借り手がなかなか見つからず、荒廃農地になってしまいます。まだ相続登記が済んでいない場合は、法務局や司法書士へ相談して手続きを進めていただきたいと思います。

残された農地をどうするのか、事前に家族で相談しておくことも重要です。

二つ目のお知らせは、ぜひみなさまにおすすしめしたい講座のお知らせです。

全国農業新聞では、自分の農業経営をもっと発展させたい農業経営者や農業技術を身に付けたい新規就農者などベテランから初心者まであらゆる農業者を対象とした学びの場を開講しました。オンラインによる講座で、リモート会議アプリ「Zoom」を使用し、第一回は「農業簿記」、その後順次、「青色申告」「新規就農」「体験農園」「農作業安全」などについて開講する予定となっています。**一講座あたりの受講料は千五百円ですが、全国農業新聞を一年以上購読されている方は無料となります。**わざわざ研修会に出向かなくても自宅などで受講できます。

無料でオンライン講座 「農業経営」学べます



農業委員会事務局
富井 悟

受講希望者はインターネットから「スタディあぐり」と検索し、専用のお申込みフォームにて必要事項を入力してください。
問 (一社) 全国農業会議所 ☎03-6910-1130 ✉gyoumu@nca.or.jp



農地の集積で
地域の農業を支える

十日町市の

農地所有 適格法人

農地所有適格法人は、以前「農業生産法人」と言われていましたが、法律が変わり名称が変更になりました。市内には現在四十四の法人が農業委員会に届出をしており、農地の貸し借りの他、農地を所有することも可能となっています。今後いくつかの法人を随時ご紹介していきたいと思います。



十日町地域



自社生産のそばで農家レストラン

水稲・そばを中心に栽培しています。第六次産業として農家レストラン「そばの郷 Abuzaka」を運営し、自社で栽培した米やそばを食材として提供しています。

株式会社 A・ファーム雪の十日町

十日町市南鑑坂2132番地 / ☎ 025-757-3977

FAX 025-755-5235 ☐ afarm-office@abuzaka.com

HP <http://abuzaka.com>

経営概要▶田 15ha 畑 23ha (そば・野菜) / 農作業受託 有

借受け希望農地▶南鑑坂周辺 / 農地: 田 5ha 畑 5ha

契約: 賃貸借 / 要望: ある程度の大型機械が入れる農地

十日町地域



ヤギのパッケージ米が人気!

中山間地ならではの高付加価値米を生産していきたいと思っています。

農事組合法人ふれあいファーム三ヶ村

十日町市中条丁3583番地 / ☎ 025-761-7805

FAX 025-761-7806 / ☐ fureaifarm.sangamura@gmail.com

経営概要▶田 10ha / 農作業受託 有

借受け希望農地▶三ヶ村地区内 / 農地: 1ha

契約: 賃貸権 / 要望: なし

十日町地域



マガモ八十羽を使い、水田の草取りをさせたり、バインダーで稲を刈り「はざかけ」をしたり、こだわりの米を販売しています。小学校の子供達との稲作体験交流も長く、収穫したお米を雪まつりなどで販売したりしています。

マガモとはざかけで、こだわり米を地域とともに

有限会社 うおぬま生産センター

十日町市下組831番地1 / ☎ 025-756-2799

FAX 025-756-2802

経営概要▶田 35ha / 農作業受託 有

中里地域



昨年設立された骨太法人！
おいしい魚沼米を直接販売しています。

株式会社 雪の魚沼

十日町市通り山子1015番地 / ☎ 025-761-7991

✉ info@yukinouonuma.com

HP <https://yukinouonuma.com>

経営概要▶田 38ha / 畑 0.4ha(そば) / 農作業受託 有
借受け希望農地▶会社から概ね 3km 以内 / 農地: 田 10ha
契約: 賃貸借 / 要望: パイプライン有
(水がきちんと入る田)

川西地域



農業を志す仲間を、募集中！
稲作を主体に魚沼コシヒカリを守るため頑張っています。後継者不足が心配です。農業と魚沼コシヒカリを守る若者を期待しています。ぜひ我社へお願いします。

株式会社 上野

十日町市上野甲944番地 / ☎ 025-768-2566

FAX 025-768-2592 / ✉ k.ueno@helen.ocn.ne.jp

経営概要▶田 65ha / 畑 0.8ha (白菜・そば) / 農作業受託 有
借受け希望農地▶上野地域 / 農地: 田 10ha / 契約: 賃貸借・
使用貸借 / 要望: なし

農業者年金のご案内

60歳未満、国民年金第一号被保険者、農業従事日数60日以上なら、誰でも加入できます。詳しくはお近くの農業委員会またはJAへ！



5つの特徴

- ①一定要件を満たす担い手には、**保険料を国が一部補助**
- ②支払金額を **2万～6万7千円の間で自由に**決められる
- ③**いつでも**脱退、加入可
- ④原則**65歳から生涯**受け取れる。(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金として遺族に支払われる)
- ⑤**積立式**だから、自分の払った分が年金となる

松之山地域



今年は最高の甘味に！ぜひご賞味を
キャッチフレーズの「食卓においしさを」を実践するため、おがくず堆肥を完熟させて大量投入した結果、主力の雪下ニンジンとスイートコーンの甘味が格段にアップしました。品切れ御免。今年もどうぞご賞味ください。

株式会社 グリーン大海

十日町市松之山天水越846番地2 / ☎ 025-596-3206

FAX 025-596-2522 ✉ green.taikai@gmail.com

経営概要▶田 3.5ha 畑 0.3ha (雪下ニンジン・スイートコーン)
農作業受託 無

農地の改良・転用 気をつけて！

●農地（田・畑）を改良するときは届出をお願いします。

農家のみなさんが耕作の利便性を向上させる目的で、地盤のかさ上げや農業用機械の乗入れ口を整備するなどの農地改良や造成工事を行う場合には、「農地改良届出書」の提出をお願いします。

●農地の転用とは？

農地を住宅、資材置き場、駐車場など農地以外の用途に変更することです。

農地を転用するには、許可申請または届出の手続きが必要です。（一時転用含む）

●許可を取らずに転用したら？

無断で農地転用すると、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられる可能性があります。（法人は一億円以下の罰金）



編集後記

農業委員会だより「妻有のきずな第31号」をお届けします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により1年延期となったオリンピック・パラリンピックが何とか開催され、新聞やテレビをとおして選手の活躍に一喜一憂しました。しばらくオリンピックの余韻に浸りながらも、秋の収穫に向けた準備をしなければなりません。今年は農機具が故障することなく順調に作業が進むことを願います。【事務局】

**農地のお悩み相談は、
お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局まで。**